

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長 富田幸宏

### 湯河原町条例第 5 号

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第26号）の一部を次のように  
改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示」の次に「する  
とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直  
接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行  
うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の  
閲覧に供」を加える。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利  
用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子ども  
の区分に係る利用定員の総数」と」を削り、同項中「(イ)中「教育・保育給  
付認定こども」を「(イ)中「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認  
定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは  
「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下  
この項において同じ。）と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。